



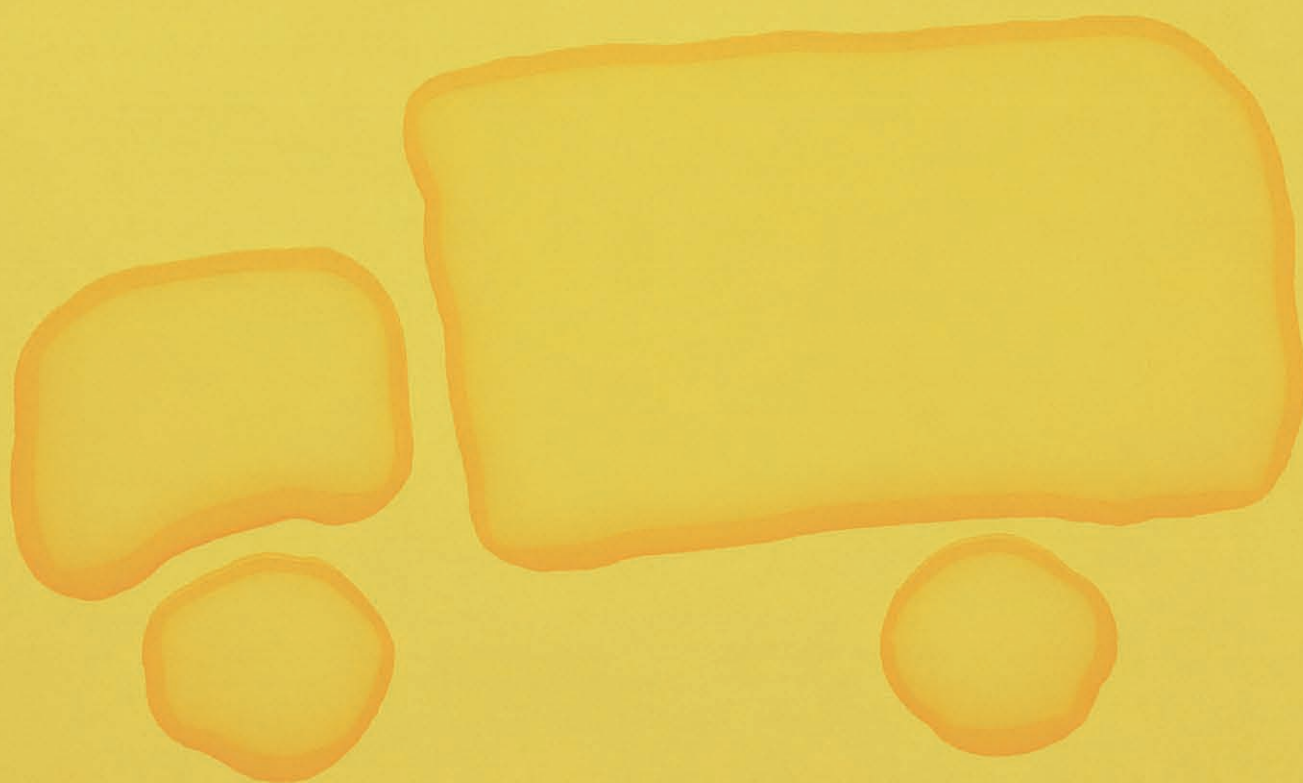
SOMPO
JAPAN

NKSJグループ

平成22年4月改定

(車両特定方式)

運送業者 貨物賠償保険



運送業者貨物賠償保険は

事業許可を有して運送事業を営む皆様が受託した
貨物の輸送中に生じた損害によって、
荷主に対して負担する
法律上・契約上の賠償責任を補償します！

この保険の特徴は

① 運送業者の皆様が必要とされる賠償責任を補償します。

運送業者の皆様が荷主から引き受けて輸送する貨物に生じた損害に対して負担する法律上の賠償責任はもちろん、運送契約に基づいた賠償責任もあわせて補償いたします。お支払いする保険金は、仕切状・納品書がある貨物についてはその状面価額を限度とし、これらの書類がない貨物については時価を限度とします。なお、お申込みいただいたてん補限度額（支払限度額）が保険金支払の限度額となります。

② 年間を通じて補償します。

トラック1台ごとに保険料を計算し、1年間包括的に補償いたしますので、保険手配がもれる心配がなく、契約手続きが簡単です。（トラックはお申込みの際に車両登録番号で特定します。増車・減車・車両入替の際には事前にご連絡ください。その際に、追加もしくは返還保険料が発生する場合があります。）

③ 輸送区間を問いません。

日本国内各地相互間の、すべての輸送を包括してお引受けいたします。

④ 実損害にもとづいてお支払いします。

万一事故が起こった場合には、てん補限度額（支払限度額）を限度として、実際の損害額から免責金額^{*}を控除した額をお支払いします。

なお、本保険は、保険期間中に何回事故が起こっても、てん補限度額（支払限度額）が減額されません。

^{*}お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

保険金をお支払いする主な損害

基本条件(補償の範囲)

A方式(限定型)

輸送中・仮置中(個別方式の場合は車上仮置中にかぎります。)に受託貨物が次の事故により損害を受けたために、運送業者の皆様が荷主・元請運送人に対して負担する法律上・運送契約上の賠償責任を、てん補限度額(支払限度額)を限度としてお支払いします。



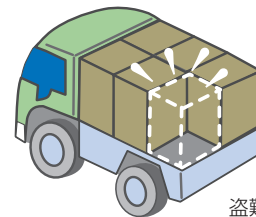
火災・爆発



トラック等の輸送用具の衝突・転覆・墜落



トラック等の輸送用具が他の輸送用具に搭乗中の沈没・座礁・座州・衝突・転覆・脱線・墜落・不時着



盗難、各荷造りごとの紛失

B方式(ワイド型)

輸送中・仮置中(個別方式の場合は車上仮置中にかぎります。)に受託貨物に生じたほとんどすべての偶然な事故による損害(5ページに記載の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当するものを除きます。)に関し、運送業者の皆様が荷主・元請運送人に対して負担する法律上・運送契約上の賠償責任を、てん補限度額(支払限度額)を限度としてお支払いします。



※基本条件別の補償の範囲

事故の種類	条件	A方式(限定型)	B方式(ワイド型)
火災・爆発		○	○
トラック等の輸送用具の衝突・転覆・墜落		○	○
トラック等の輸送用具が他の輸送用具に搭乗中の沈没・座礁・座州・衝突・転覆・脱線・墜落・不時着		○	○
盗難、各荷造りごとの紛失		○	○
擦損、かぎ損		×	○
雨・雪等のぬれ、汗ぬれ		×	○
虫食い・ねすみ食い		×	○
破損、まがり、へこみ		×	○

○印 — 支払対象となります。
×印 — 支払対象となりません。

(注) 1. 4ページに記載の「(責任の始期と終期)」の間に発生した損害に限ります。
2. 盗難および各荷造りごとの紛失については警察への届出が受理された場合にかぎり補償します。

ご注意 保険金をお支払いできない主な場合については5ページをご覧ください。

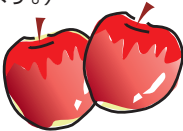


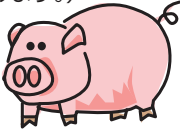

この保険の対象とならない貨物

次に掲げる貨物はこの保険の補償の対象とはなりません。

- 貨紙幣類(金・銀・白金の地金を含みます。)**・**有価証券(手形・株券等)
- 船舶(ヨット・モーターボートを含みます。)
- 法令の規定、公序良俗に違反する貨物
- 輸送用具自体およびトレーラーシャーシ・コンテナ

補償の範囲が制限される貨物

次に掲げる貨物は補償の範囲が制限されます。

貨物	補償の範囲	
	基本条件がA方式(限定型)の場合	基本条件がB方式(ワイド型)の場合
●青果物、生鮮食料品、植物 (生花・球根・苗・植木を含みます。) 	基本条件(A方式)と同じ範囲で保険金をお支払いします。	A方式の補償範囲に加えて、輸送用具への積込中、同輸送用具からの荷卸中に生じた破損・曲損・へこみ損により生じた損害にかぎり保険金をお支払いします。
●ばら積み貨物 ^{※1} 	基本条件(A方式)と同じ範囲で保険金をお支払いします。	A方式の補償範囲で、保険金をお支払いします。ただし、荷受人への引渡し後、タンクへの注入によって行われる貨物については、貨物の荷受人への引渡し後が不適当なタンクへの注入によって生じた、当該貨物の汚染損害に対しても保険金をお支払いします。(タンク内に既に存在していた貨物や荷受人の施設に関して、被保険者が損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対しては保険金をお支払いできません。)
●美術品・書画・骨董品・貴金属・宝玉石 	基本条件(A方式またはB方式)にしたがって保険金をお支払いします。ただし、1梱包(外装)あたり10万円を限度とします。	
●生動物 (家畜、活魚貝類も含みます。) 	特定危険担保条件 ^{※2} による1頭ごとの死亡による損害にかぎり保険金をお支払いします。	
●冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物、定温管理される貨物 	基本条件(A方式)と同じ範囲で保険金をお支払いします。	基本条件(B方式)と同じ範囲で保険金をお支払いします。ただし、温度変化により生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

(注)「この保険の対象とならない貨物」・「補償の範囲が制限される貨物」は、該当する貨物が個人の家財・引越荷物に含まれる場合にも適用されます。

※1 ばら積み貨物とは、液状、粉状、粒状などの形状で、梱包されずに保管される貨物や梱包されずに輸送用具にそのまま積載されて輸送される貨物をいいます。

※2 特定危険担保条件とは、火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆などで生じた損害を補償する条件です。

ご契約の方式は

包括方式(全車両)と個別方式(一部車両)の2つの引受方式があります。引受方式により保険責任の始期と終期は異なりますのでご注意ください。

■包括方式(全車両)

運送業者の皆様が所有するトラック※を全車両まとめてご契約していただく方式です。なお、事業所ごとにまとめてご契約していただくことも可能です。

※1年以上のリース車も含まれます。

(責任の始期と終期)

荷主もしくは他の運送人から貨物を受取った時に始まり、通常の運送過程を経て、荷受人もしくは他の運送人に引渡された時に終わります。(慣習的に行われる輸送待ち・仕分・配送、積替・荷造りなどのための車内外における仮置中を含みます。)

■個別方式(一部車両)

運送業者の皆様が所有するトラックのうち、一部の車両のみをご契約いただく方式です。

(責任の始期と終期)

トラックに貨物の積込み作業を開始した時に始まり、通常の運送過程を経て、荷受人もしくは他の運送人に引渡された時に終わります。(慣習的に行われる輸送待ち・仕分・配送、積替・荷造りなどのためのトラックに積載されたままの仮置中を含みます。)

保険料は

次のような事項をお聞きして保険料を算出いたします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

- 補償の範囲(A方式またはB方式)
- てん補限度額(支払限度額)と免責金額(自己負担額)
- ご加入いただくトラックの台数、登録番号
- ご契約の方式(包括方式または個別方式)
- 輸送する貨物
- 保険料の払込み方法 など

※ 次年度以降、損害率による料率調整により、保険料を見直します。

さらに、手続き簡単・各種費用や保管中の補償を提供する **L-Pack**(物流業者包括賠償責任保険)もごございます。
詳しくは取扱代理店または
損保ジャパンにお問い合わせください。

重要なことから説明しています。

保険金をお支払いできない主な場合

(詳しくは「運送保険普通保険約款」、「運送業者貨物賠償保険特別約款(車両特定方式用)」、その他の適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。)

1. 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意
- (2) 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- (3) 荷造りの不完全
- (4) 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発(中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。)
- (5) 運送の遅延
- (6) 間接損害(ただし、損害防止費用など一部の費用を除きます。)
- (7) 戦争、内乱その他の変乱
- (8) 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- (9) 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
- (10) 検疫、(9)以外の公権力による処分
- (11) ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- (12) 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- (13) 原子核反応または原子核の崩壊(ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊を除きます。)
- (14) 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害(地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害を含みます。)
- (15) 化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器に起因する損害
- (16) 通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯した者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)、その他類似の行動に起因する損害
- (17) 法令で定める積載物の重量・大きさまたは積載方法に関する制限の違反(その違反が損害原因の一部を構成する場合を含みます。)
- (18) 輸送用具の不完全被覆(ただし、当該輸送用具の被覆が完全であったとしても生じたであろう損害を除きます。)
※ただし、(17)(18)については、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、適用しません。

2. 次の者により輸送用具が運転されている間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 無免許・無資格運転者
- (2) 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた運転者
- (3) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある運転者

3. 法令で定める輸送用具以外の輸送用具によって違法に輸送された場合の輸送中に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。


4. 違約金・慰謝料・遅延賠償金・逸失利益などの間接損害に対しては、保険金をお支払いできません。

など

万一事故にあわれたら

●万一事故にあわれたら、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故サポートデスク

 0120-727-110

受付時間 平日 午後5時～翌日午前9時
土日祝日 24時間

(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

必ずお読みください。

ご注意

- ご契約者(加入者)以外に補償の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 保険料領収証について
保険料をお支払いいただく際は、特定の特約を付帯した場合等を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください。
- 保険証券について
保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なることがありますので、ご注意ください。
- ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
※「重要事項等説明書」を必ずお読みください。
- 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
※「重要事項等説明書」を必ずお読みください。
- 保険の対象とする車両の台数等の、お客さまの保険料計算に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と違っていないか改めてご確認ください。相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 代理店の役割について
取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理義務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 保険会社破綻時の取扱いについて
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か

- 月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 共同保険について
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、前述の項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

【お客さまフリーダイヤル】

 **0120-888-089**

受付時間 平日 午前9時～午後8時
土日祝日 午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

- ※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。
インターネットホームページアドレス：<http://www.sompo-japan.co.jp>
- クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)について
この保険は、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりませんのでご注意ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：(社)日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808**

<受付時間> 平日：午前9時15分～午後5時

<インターネットホームページアドレス> <http://www.sonpo.or.jp/>

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。ご契約の際は必ず重要事項説明書をご覧ください。
また、必ず「運送保険普通保険約款」、「運送業者貨物賠償保険特別約款(車両特定方式用)」、その他の適用される特別約款等をご覧ください。



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先